
参 考 资 料

参考資料

1 津島市地域福祉計画策定委員会委員名簿

	氏名	区分	役職名	備考
1	小坂 啓史	学識経験者	愛知学泉大学 コミュニティ政策学部准教授	
2	加藤 錠一	保健医療関係者	津島市医師会長	～H22. 3. 31
	杉山 秀樹	〃	津島市医師会長	H22. 4. 1～
3	柴田 和顯	〃	愛知県津島保健所長	～H22. 3. 31
	加藤 昌弘	〃	愛知県津島保健所長	H22. 4. 1～
4	横江 好明	社会福祉関係者	津島市社会福祉協議会長	
5	高木 宏	〃	津島市中心身障害児者 保護者連絡協議会長	
6	犬飼 三郎	社会福祉事業者	特定非営利活動法人 共生会 理事	
7	沢田 一郎	〃	社会福祉法人永美福祉会 しらさぎ福祉園長	
8	宮城 葉子	〃	特定非営利活動法人 Peek・a・Boo 理事長	
9	小川 恒子	地域関係者	津島市民生委員・児童委員 協議会連絡会長	～H22. 11. 30
	殿畑 規子	〃	津島市民生委員・児童委員 協議会連絡会長	H22. 12. 1～
10	伊藤 卓夫	〃	津島市南文化センター 運営協議会長	
11	松永 榮美子	〃	津島市ボランティア 連絡協議会長	
12	櫻木 忠夫	〃	津島市老人クラブ 連合会長	
13	森本 正詩	〃	津島市子ども会 連絡協議会長	
14	鍋多 英子	〃	津島市中地域包括 支援センター	
15	宇佐美 清毅	〃	津島市教育委員会教育長	
16	水谷 眞理子	公募市民	公募	
17	高尾 豊美	〃	〃	

(順不同・敬称略)

2 津島市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画（以下「津島市地域福祉計画」という。）を策定するため、津島市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 社会福祉関係者
- (4) 社会福祉事業者
- (5) 地域関係者
- (6) 公募市民
- (7) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、平成23年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員長が委員のうちから指名する。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集し、その会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、専門事項の検討等のため必要があると認めるときは、当該専門事項に係る関係者の出席を求め、説明及び意見を聞くことができる。

5 委員会の議事及び会議録は原則として公開とする。

(幹事会)

第5条 委員会に津島市地域福祉計画の素案を検討するため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表に掲げる者により組織する。
- 3 幹事会は、健康福祉部福祉課長が招集し、その会議の議長となる。
- 4 健康福祉部福祉課長は、幹事会の事務を掌理し、幹事会の経過及び結果を委員長に報告する。
- 5 幹事会の運営に必要な事項は、健康福祉部福祉課長が委員長の同意を得て定める。

(専門部会)

第6条 幹事会に、津島市地域福祉計画の素案を作成するため、専門部会を置く。

- 2 専門部会は、前条第2項別表に掲げる者が所属する職員から推薦する者をもって組織する。
- 3 専門部会は、健康福祉部福祉課長が招集し、その会議の議長となる。
- 4 健康福祉部福祉課長は、専門部会の事務を掌理し、専門部会の経過及び結果を幹事会に報告する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年10月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成23年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成21年12月1日から施行する。

別表 (第5条関係)

市長公室企画政策課長
総務部総務課長
総務部防災安全課長
健康福祉部高齢介護課長
健康福祉部児童課長
健康福祉部健康推進課長
健康福祉部保険年金課長
市民経済部人権推進課長
教育委員会社会教育課長

3 津島市地域福祉計画策定の経緯

開催日等	開催事項等	内容
平成 21 年 11 月 19 日	第 1 回 地域福祉計画策定 委員会専門部会	<ul style="list-style-type: none"> ・津島市地域福祉計画について ・アンケート調査について ・専門部会スケジュールについて ・その他
	第 1 回 地域福祉計画策定委 員会幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ・津島市地域福祉計画について ・アンケート調査について ・幹事会スケジュールについて ・その他
平成 21 年 10 月 30 日 ～11 月 16 日	アンケート調査の 実施	対象：20歳以上の方の中から、 無作為に2,000人 回収状況：874件（回収率：43.7%）
平成 22 年 1 月 21 日 ～2 月 22 日	第 1 回地区懇談会	8 小学校区で実施 <ul style="list-style-type: none"> ・現状や課題についての意見交換
平成 22 年 3 月 10 日	第 2 回 地域福祉計画策定 委員会専門部会	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査結果について ・地区懇談会の開催結果について ・その他
平成 22 年 3 月 19 日	第 1 回 地域福祉計画策定 委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長選出・副委員長指名 ・地域福祉計画について ・アンケート調査結果について ・地区懇談会の開催結果について ・その他
平成 22 年 5 月 24 日 ～6 月 30 日	第 2 回地区懇談会	8 小学校区で実施 <ul style="list-style-type: none"> ・現状や課題についての意見交換
平成 22 年 7 月 9 日	第 3 回 地域福祉計画策定 委員会専門部会	<ul style="list-style-type: none"> ・津島市地域福祉計画骨子(案)について ・その他
	第 2 回 地域福祉計画策定委 員会幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ・津島市地域福祉計画骨子(案)について ・その他
平成 22 年 7 月 20 日	第 2 回 地域福祉計画策定 委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・津島市地域福祉計画骨子(案)について ・その他
平成 22 年 8 月 16 日 ～8 月 26 日	第 3 回地区懇談会	8 小学校区で実施 <ul style="list-style-type: none"> ・現状や課題についての取り組み等の意見交換

開催日等	開催事項等	内容
平成 22 年 11 月 5 日	第 4 回 地域福祉計画策定 委員会専門部会	・津島市地域福祉計画（素案）について ・その他
	第 3 回 地域福祉計画策定 委員会幹事会	・津島市地域福祉計画（素案）について ・その他
平成 22 年 11 月 19 日	第 3 回 地域福祉計画策定 委員会	・津島市地域福祉計画（素案）について ・その他
平成 22 年 12 月 6 日 ～平成 23 年 1 月 6 日	パブリックコメント	パブリックコメントの実施
平成 23 年 2 月 2 日	第 5 回 地域福祉計画策定 委員会専門部会	・津島市地域福祉計画（案）について ・その他
平成 23 年 2 月 3 日	第 4 回 地域福祉計画策定 委員会幹事会	・津島市地域福祉計画（案）について ・その他
平成 23 年 2 月 14 日	第 4 回 地域福祉計画策定 委員会	・津島市地域福祉計画（案）について ・その他

4 地区懇談会の結果

津島市地域福祉計画策定にあたり市民の皆様からの意見をいただくために、各小学校区ごとに民生委員・児童委員、自主防災会、交通安全協会、小学校PTA、ボランティア、老人クラブ連合会の6団体から2名ずつと、広報等による公募者において地区懇談会を3回開催しました。第1回、第2回はそれぞれの地区において、現状や課題について意見をいただき、第3回は現状や課題についての取り組み等の意見をいただきました。主な意見は以下のとおりです。

(1) 地域における助け合いについて

項目	地区懇での意見（現状・課題）	地区懇での意見（取り組み）
近所づきあい・ふれあい	<ul style="list-style-type: none"> ・夜回りで近所の人とのふれあいがある ・町内との交流を拒み、あいさつさえしない人もいる ・昔からの集落は新しい人と混在していてまとまりにくい 	<ul style="list-style-type: none"> ・向こう3軒両隣の関係を復活させる ・あいさつ運動を強化する【毎日行うことが重要】 ・子どもの見本となるよう、まず、大人が声かけをする
近所での助け合い	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり暮らし高齢者などがいた場合、声かけやゴミ出しなど近所の人たちとの連携が重要 	<ul style="list-style-type: none"> ・近所に障がいがある人がいたら災害時や緊急時にコミュニケーションを取れるように準備する
支援を必要としている人への理解・配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいに対する理解も同様に難しい面がある。地域がすべての人を受け入れる基盤をつくる必要がある ・個人情報の問題もあり、困っている人を把握しにくい(母子、父子、要援護、ひとり暮らしなど) 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の団体で認知症に関する対応などを学ぶ機会を設け、認知症や障がいの正しい知識をもつ ・ひとり暮らしの情報を民生委員・児童委員などで把握する
地域での見守り	<ul style="list-style-type: none"> ・知らない人についていけないという教育を受けているため、見守りなどの人から声をかけられても戸惑うことがある ・ひとり暮らしの人などは、自分から情報を発信していない ・ひとり暮らしの高齢者の助け合いで嫌がる人がいる 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校で地域の人へのあいさつを奨励する ・学校で実施している取り組みを地域や市に発信していく ・根気よく、繰り返し声かけをする
地域での交流	<ul style="list-style-type: none"> ・核家族が多く、高齢者と交流する機会が減少している ・子どもを通じて交流をするとその親も参加する。大人中心ではなく、子ども中心で何かをやるとよい ・老人クラブと小学校なども連携している 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者と子どもとの世代間交流を行う。若い世代に伝統や昔からのよさを伝えていく ・子どもが参加できるイベントを開催し、その保護者も含めて参加できるようにする
地域で集まる場	<ul style="list-style-type: none"> ・老人が集まって井戸端会議ができるような場所がない ・町内が大きいため全員が集まる場所がない 	<ul style="list-style-type: none"> ・身近で集える、活動を発表する場所の確保をする ・公民館等を活用し、子どもと親の集いの場を提供する

項目	地区懇での意見（現状・課題）	地区懇での意見（取り組み）
ボランティア活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアなどをはじめるときっかけがあると良い 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアセンターの広報、PRを行う ・ボランティアについて市民に理解してもらおう
福祉教育	<ul style="list-style-type: none"> ・小さいころから障がい者など福祉の教育が重要である。 ・家庭の中や地域の中で実践していくことが必要である 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校・家庭・地域が一貫性のある教育を行う ・障がいのある人、子ども、高齢者等が集まって、新たな交流がもてる場をもつ

（２）福祉サービスに関すること

項目	地区懇での意見（現状・課題）	地区懇での意見（取り組み）
相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ・どこに相談してよいのか知らない人が多い。一覧表などがあると良い ・ひとり暮らしの人は、足がないため相談に行きたくても行けない ・地域包括支援センターが「高齢者相談センター」という親しみやすい名前にして、いろいろな相談を行っていることの説明会を行っている 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口を明確にする ・地域包括支援センター（高齢者相談センター）の周知を行う ・最初にサービスを利用したいときに誰に相談したらよいかわかるようにする ・日頃の付き合いで、相談ができるようにする
情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・広報などでは自分の興味のある部分しか見ない ・福祉サービスの効果的な利用に向けて、詳細を知ってもらうこと、またそういう機会を作ることが必要 ・ひとり暮らし高齢者対象の（緊急通報システムなどの）サービスが知られていない 	<ul style="list-style-type: none"> ・回覧板が円滑に回る工夫をする ・出前講座を活用し勉強会を開催する ・家族みんなで広報をみる ・行政サービスを利用しやすくなる情報を、一覧で整理する ・子ども、高齢者が見やすい広報に工夫する
支援を必要としている人の発掘	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で弱者の方たちの把握が難しい ・ひとり暮らし高齢者など支援が必要な人に支援しようとしても、断られることがある。本人がひとり暮らし登録を拒否する 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の中で、ひとり暮らし等支援を必要とする人を発見した時は、民生委員・児童委員や地域包括支援センター（高齢者相談センター）等に声をかける ・町内のひとり暮らし高齢者などに対して、ひとり暮らし等の登録の説明を行い登録してもらおう
認知症高齢者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症について、地域の人が認知症について知識がない。認知症については、教育を受けていないと理解することは難しい ・表に出ることが予防につながることを知ってもらう 	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症を理解する ・地域包括支援センター（高齢者相談センター）等や市の出前講座を利用する

(3) 安全・安心や地域での助け合いや支えあいの仕組みづくりについて

項目	地区懇での意見（現状・課題）	地区懇での意見（取り組み）
地域の防犯対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ご近所の家族の顔ぐらいいは知っておかないといけない ・空き巣に狙われやすい家が多い ・ひとり暮らしだとわかると、防犯上問題がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・ウォーキングがわりに見回りをする ・回覧板等で周知する ・危険な場所や不審者情報のあった場所を重点的に見守りを行う ・個人・家庭・地域が一緒になって行う
子どもの防犯	<ul style="list-style-type: none"> ・声かけなど学校から呼びかけがあつて行った ・通学路に一緒に付きそつたりして、危険を把握する ・小学校区内などの不審者情報がくる 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族で防犯に関する話し合いをする ・子どものころ（幼保・小・中）から、防犯・防災意識を高めるための教育を行う ・通学路の見守りや声かけを団体で行う
地域の防災対策	<ul style="list-style-type: none"> ・近い将来、地震が起きるという意識で防災に関心を持つ ・防災訓練に小学生も参加してほしい ・防災活動を指導する人を育成する必要がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族で防災に関する話し合いをする ・小中学生にも防災訓練の参加を呼びかける ・消火器、AEDの使い方など、防災意識を高める活動をする
交通安全	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の事故が多いので、老人クラブに参加を呼びかけている（交通安全教室） ・地区に横断歩道があるが、一旦停止する車が少ない 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族で交通安全に関する話し合いをする ・PTAや老人クラブなどと連携し、交通安全教室などを行う ・自転車・歩行者が交通ルールを守る
コミュニティ・地域組織	<ul style="list-style-type: none"> ・同じ人が役員につくことが多い ・町内の役員にも若い人、女性に入ってもらおうようにしている ・「コミュニティ」をもう少し明確にする必要がある ・嘱託会などをもっとやりながら連携をはかるとよい ・コミュニティを一つにして総合的にまとめていけるような組織があるとよい 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の組織体制やビジョンを明確にする ・地域に密接した問題に実践的に取り組む ・班長を1年で交代し、地域全体の意識を高める ・地域の中で、地域の役割を継承していく ・「コミュニティ」について地域に再度説明する
地域活動	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティなど多くの一般の人が参加しなければ意味がない。どうやって働きかけをしていけばよいか、わからない ・地域の活動はきっかけがないとなかなか難しい ・若い人が、幼、保の子どもと一緒に地域活動に参加できるようにするとよい ・子ども会がない地域がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり暮らし高齢者の方に対して、老人クラブ等地域活動に参加を促す ・各団体で、それぞれの団体の行っていることをアピールする ・子どもを巻き込んだイベントを開催する（ウォークラリー） ・社会的弱者（身体的含む）が参加しやすい行事になるよう工夫する（敬老会など）（声をかける、筆談、手話通訳など）
地域活動の場	<ul style="list-style-type: none"> ・憩いの家は地域によって使い勝手に差がある ・身近な場所にコミュニティ（集まれる場所）が必要 ・地域の既存施設などの活用が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域内の施設を知る、利用しやすくする、活動方法を検討する ・施設の利用方法について情報提供を行う

項目	地区懇での意見（現状・課題）	地区懇での意見（取り組み）
民生委員・児童委員活動	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員の活動が理解されていない ・ひとり暮らしの人、若い世代など民生委員・児童委員を知らない。広報などで大きな字で周知するとよい ・ひとり暮らし登録をしていないと民生委員・児童委員も訪問できない 	<ul style="list-style-type: none"> ・市や社会福祉協議会は、民生委員・児童委員の役割の周知を徹底する ・近所で異変を感じたら、民生委員・児童委員や市等に連絡をする ・広報にて民生委員・児童委員の紹介を行う
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会の活動が分らない 	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員や社会福祉協議会の役割等を一度だけでなく継続的に周知する
地域力の向上・活用	<ul style="list-style-type: none"> ・定年した人を相談相手に活用したらどうか ・いろんな技能、技術を持っている方を発掘して活躍できる場をつくる 	<ul style="list-style-type: none"> ・町内にリーダー的な人を育成する。リーダー養成などの講座の情報を団体に提供する ・コミュニティのよい事例について他校区へ情報提供を行う
地域組織の連携	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティと団体もバラバラで動いている。部会をつくって適切に対応すべき ・民生委員・児童委員と町内会との連携をすると、広く周知することができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会が核となって地域団体と連携する ・地域包括支援センター（高齢者相談センター）等、民生委員・児童委員と地域組織の連携を図るため、自治会の人声かけをする ・地域の横のつながりを大切に、お互いに協力しあう
市と地域との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・市が主催する行事に市の職員や議員の参加が少ない。市民と一緒にやっという姿がない ・市との連携などができると良い（情報が来ない） ・巡回バスをもう少し使い勝手がよくなればよい 	<ul style="list-style-type: none"> ・市の行事には市職員、議員は率先して参加する ・コミュニティ活動に協賛する ・個人情報保護法について正しい情報を提供する
市の体制	<ul style="list-style-type: none"> ・市の内部が縦割りで、同じようなことをやっている 	<ul style="list-style-type: none"> ・連携を密にする

5 パブリックコメントの結果

期 間：平成 22 年 12 月 6 日から平成 23 年 1 月 6 日まで

周 知：広報及び市ホームページにて周知。

意見募集：市役所、神守支所及び神島田連絡所で閲覧に供し、意見投函箱にて意見募集。

市ホームページにおいても案を公開するとともに、直接持参、郵送、FAX及び電子メールでも意見募集。

意 見：4 件（2 名）